

令和3年9月

各位

東濃信用金庫  
理事長 加知 康之

## 「未利用口座管理手数料」適用対象口座変更のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、東濃信用金庫では、長期間ご利用のない普通預金口座の不正利用を防止する観点から、「未利用口座管理手数料」(年間 1,320 円)を適用しております。令和4年1月1日より、本手数料の適用対象を下記のとおり変更いたしますので、下記の通りお知らせします。

## 記

## 1. 「未利用口座管理手数料」適用対象口座

現 状	令和2年6月1日以降に開設された普通預金口座で、 「未利用口座管理手数料」適用対象となる普通預金口座
令和4年1月1日以降	「未利用口座管理手数料」適用対象となる普通預金口座 (令和2年5月31日以前に開設された普通預金口座も含む)

## 2. 未利用口座管理手数料の詳細

以下の①～④のすべてを満たす普通預金口座を対象といたします。	
①	最後のお預入れ(当該普通預金のお利息入金を除きます)または払戻し(未利用口座管理手数料の引落しを除きます)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない普通預金口座であること
②	該当の普通預金口座の残高が1万円未満であること
③	当金庫(本支店を含みます)でお借入がないこと
④	当金庫(本支店を含みます)にお預り金融資産(定期性預金・外貨預金・投資信託・保険・国債等)がないこと

※普通預金口座には、総合口座を含みます。

※紛失などによりご利用が停止されている普通預金口座も対象となります。

未利用口座管理手数料の対象となる普通預金口座をお持ちのお客さまについては、事前に文書にてお届けのご住所にお取引状況の「ご案内」をさせていただいた上で、約3ヶ月経過後に該当普通預金口座から年間 1,320 円(消費税込)の手数を引落しさせていただきます。

(※送付した「ご案内」が延着または到着しなかった時でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします)

お客様の口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、お客様の口座残高を以て未利用口座管理手数料の一部としていただき、同口座を解約させていただきます。なお、未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用のご要望にはお応えいたしかねます。

未利用口座管理手数料については、次の目的のために適用させていただくものです。

- ・しばらくご利用のない口座について、ぜひご利用の再開をお願いしたいこと
- ・今後ご利用の予定のない口座については、不正利用防止の観点からご解約をお勧めすること
- ・ご利用のない口座について、その管理に要している最低限のコストをご負担いただくことにより、口座をご利用いただいているお客様へのサービスの維持・向上をはかること

以上

お問い合わせ先

東濃信用金庫 営業統括部

営業統括課担当：三宅

電話 0572-25-2120